

## 日野南中学校 PTA 細則

### 1. 慶弔に関すること

(1) 教職員に慶事があるときは、次の各項により慶賀の意を表す。

- ①結婚したとき……………5,000 円
- ②本人又は配偶者が出産したとき……………5,000 円
- ③栄転又は勇退したとき
  - ・本校勤続期間 1 年につき……………1,000 円
  - ・なお、本校勤続期間 3 年以下のとき……………5,000 円
  - ・また右の額を限度とする……………10,000 円

(2) 弔事があるときは、次の各項により弔意を表す。

- ①生徒及び生徒の兄弟・姉妹が死去したとき……………生花及び 10,000 円
- ②保護者が死去したとき……………生花及び 10,000 円
- ③教職員が死去したとき……………生花及び 10,000 円
- ④教職員の家族が死去したとき……………生花及び 10,000 円  
(家族は一親等及び、同居親族とする)
- ⑤歴代会長及び歴代校長が死去したときは、役員会で協議の上、弔意を表すことができる。
- ⑥特に本会に貢献した者が死去したときは、役員会で協議の上、弔意を表すことができる。

(3) 見舞いは、次の各項により見舞いの意を表す。

- ①教職員の傷病による療休が 1 ヶ月以上のとき……………5,000 円
- ②在籍中の生徒の傷病による病欠が 1 ヶ月以上のとき……………5,000 円
- ③会員が本会及び学校の行事等に参加し、負傷・発病したときは、役員会で協議の上、見舞いの意を表すことができる。
- ④会員が不測の災厄にあったときは、役員会で協議の上、見舞いの意を表すことができる。

(4) (1)、(2)、(3)の各項について、なお考慮する事情があるときは、役員会で協議の上、慶弔等の意を表すことができる。

(5) その他、特に規定以外の事項など必要あるときは、役員会で協議の上、慶弔等の意を表すことができる。

(6) 教職員の転任・退職の場合、感謝の意を表す。

本校勤続年数 10 年以上…10,000 円    6～9 年…………… 7,000 円    5 年以下…5,000 円

### 2. 推薦委員会に関すること

(1) 推薦委員会は、代表 2 名を互選で選出する。

(2) 推薦委員会は、会員によって推薦された候補者、ならびに期日までに文書で届け出のあった立候補者の中から、各役職ごとに定数の候補者を委員会の全員一致を原則として決定する。(一致しない場合は、委員の選挙により得票の多い者から順に決定し、本人の承諾を得る)

(3) 推薦委員会は傍聴できない。また推薦委員会は議事内容を公開してはならない。

(4) 推薦委員会の任期は 3 月 31 日までとする。

### 3. 個人情報保護の取扱い

本会が PTA 活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

### 4. この細則は、運営委員会において、構成員の 3 分の 2 以上の賛成を得て改正することができる。

《備考》 昭和 55 年 1 月 14 日より実施する。

平成 9 年 6 月 7 日一部改正(平成 9 年 4 月 1 日より実施)

平成 12 年 9 月 5 日一部改正(平成 12 年 9 月 1 日より実施)

平成 13 年 2 月 22 日一部改正(平成 13 年 4 月 1 日より実施)

平成 14 年 5 月 7 日一部改正(平成 15 年 5 月 1 日より実施)

平成 18 年 4 月 26 日一部改正(平成 18 年 4 月 26 日より実施)

平成 22 年 3 月 2 日一部改正(平成 22 年 4 月 1 日より実施)

平成 27 年 5 月 9 日一部改正(平成 27 年 5 月 9 日より実施)

平成 29 年 5 月 13 日一部追加(平成 29 年 5 月 13 日より実施)

平成 29 年 12 月 18 日一部改正(平成 30 年 1 月 1 日より実施)

令和 3 年 5 月 12 日および令和 4 年 2 月 28 日一部改正(令和 4 年 3 月 1 日より実施)

令和 5 年 3 月 1 日一部改正(令和 5 年 3 月 2 日より実施)